

はしがき

3年前の平成28年12月1日、相続診断士28名の方にご協力いただき、「争族図鑑 相続で崩壊する家族39パターン」を出版いたしました。

そして、平成29年12月1日、相続診断士50名の方にご協力いただき、「笑顔で相続をむかえた家族 50の秘密」を出版いたしました。

さらに、平成30年12月1日、相続診断士30名の方にご協力いただき、「家族を「争族」から守った 遺言書30文例」を出版いたしました。

これら3冊の「笑顔相続本」を出版させていただいたお陰で、世の中に相続の準備を始める方が増え始めたと実感しています。

しかし、まだまだ、

「民法の法定相続人や法定相続分の割合どおり遺産分割することが正しい」

という固定観念があるようになります。

現実は、現金化できない財産が多く、法定相続分どおりに分割することは至難の業です。
また、相続人にとって相続したい財産は同じであることが多く、相続人間の話し合いで何を取得するかを話し合うこともとても難しいものです。

相続診断協会では、このような現実を回避するために、「想いを遺し伝える」ことを提唱し、「何を大切に生きて来たか?」「どのような想いを受け継いでほしいか?」を生前に伝えることを推奨しています。

残された財産は、「知恵と時間と情熱」をかけて築いた「命」そのものです。相続というのは、「もの」を引き継ぐだけではなく、「命」を引き継ぐものです。

「大切にしてきた考え方」や「生き様」とともに、「命」の結晶としての「財産」を受け継ぐのです。

家督相続制度は、現代にはなかなかそぐわないと思いますが、長男には長男の役割、次男には次男の役割、長女・次女には長女・次女の役割があります。その役割に応じて財産を受け継いでいく、「役割相続」という考え方がある、これから相続には重要です。

相続人である子どもたちが、

「自分の思いどおりに遺産分割を行つてくれるだろう」

「自分の子どもたちに限つて揉めるはずがない」

というのではなく、幻想です。

しっかりと法律を遵守した遺言を遺し、

「家業を守つてほしい」

「子どもたちは、皆同じように愛している」

「財産の金額の差は、役割の差である」

ということをしっかりと伝えなければいけません。

子どもたちは、「損をしたくない」と考えます。得をしたいわけではなく、損をしたくないだけです。

遺言がなければ、法定相続分よりも足りない金額が損。遺言があれば、遺留分に足りていない金額が損、と考えます。だから遺言が大切なのです。

このような現実の中で、相続診断士の皆さんに「遺言」を通じて、笑顔相続の実現のお手伝いをさせていただきます。昨年に続き本書では、30の笑顔相続の実例を紹介していますので、ぜひ、相続診断士の皆さんの活動の参考にしていただければと思います。

そして、たくさん的一般の方にも本書をお読みいただき、あつてはならない不幸が起ころる可能性に気付いていただくことを願います。

本書は、「**遺産相続争いは、親の人生を冒涜する最も悲しい社会問題**」を解決する一助になることを願い、「**争族図鑑 相続で崩壊する家族39パターン**」、「**笑顔で相続をむかえた家族 50の秘密**」、「**家族を「争族」から守つた 遺言書30文例**」に続き、魂を込めて執筆いたしました。

昨年に引き続き、相続診断士30名の方に原稿をご執筆いただき、現場で起こっている相続をプライバシーに配

慮しながら、わかりやすく解説いたしましたので、事実とは異なる部分がござります。

また実際の現場では、弁護士法や税理士法などに抵触しないように、各士業と連携を取りながらコンプライアンスを遵守し、活動しています。

本書の執筆にあたり、株式会社日本法令の竹瀬学さんに多大なるご協力をいただきました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

一般社団法人相続診断協会 代表理事 小川 実

第1章 ♣ 遺言がもたらす絆

おひとりさまになつた高齢者の想い
～老後の不安を安心に変える備えとは

小笠 美和 2

遺言書における付言事項の功罪

～想いを紡ぐという大切さ

北村 亮一 10

妻の想いとは異なる遺言書

～兄弟との不仲を円満な関係へと転じさせた妻の言葉

坂口 猛 18

別居している妻と子どもへの遺言

～相続診断士の説得で「笑顔相続」が実現

内山 裕志 24

外国人である甥に遺産を残したい
～子どものいない夫婦の生前対策

高橋 恭佳 32

付言事項のおかげで親子関係復活

～孫に対する遺留分減殺請求への対応策にも

上田 亨 41

事業を譲った相手にも財産を残したい

～遺言者の「真の意向」に気付くこと

吉川 大介 49

Story 7

Story 8

Story 9

「母の遺品整理が遺言書のきっかけに」

～エンド・オブ・ライフノートを気持ちよく書いてもらうために

堀内 真弓 56

身寄りのない「ひとり」の老後

～「何も対策を取らなければどうなるか？」を想像してみる

細谷 洋貴 62

第2章 ♣ 財産という名の人生～誰に残すか、どう残すか

法定相続人が30人、遺産分割が困難に

～特にお世話になつた甥と姪のみに財産を遺す遺言書を作成

千田 大輔

70

親族に財産を遺すことができるか

～相続財産の分散を防ぐ取り組み

米田 穂

77

遺言による婚外子の認知

～非嫡出子にも財産を残すことでトラブル回避

竹山 博之

85

Story 12

Story 11

Story 10

Story 13

一人暮らし高齢者の遺言と死後事務
～九人の甥姪に公平かつ平等に遺贈したい

竹村 哲也

91

相談者の真意はどうあるか

～不動産の換価分割と代償分割

Story 14

頼れる相談相手がほしかった！

～農家の仕事をスムーズに引き継ぐための遺言

Story 15

子どもとの同時死亡も考慮した遺言書

～妻が安心して不動産を相続できるように

Story 16

障がいのある子の親が抱える悩み

～「親なきあと」への備え

Story 17

橋立 鈴木

信啓 直弥

98

中島

秀樹

112

藤原

由親

120

第3章◆公正証書をめぐるドラマ

お父さんが「密かに」書いていた遺言
～公正証書遺言への書き直しで安心感を得る

金森
将裕

130

書き換えられた遺言書

～遺言書は一度作ればおしまいでない

橋本
玄也

138

親族が遠方にいる場合の手続き
～自分の死後、相続人に負担をかけないために

菅井
之央

145

妻を救った「とりあえず遺言」

竹内
宏明

154

Story 21

Story 20

Story 19

Story 18

遺留分減殺請求の回避を願つて

～付言事項に込めた母の想い

山田
恵

訂正印だらけの手書き遺言書

～甥・姪を巻き込む前の遺言書で近隣問題まで解決

西岡
浩幸

168

160

第4章 ♦ 想いをかたちに

想いの行きつく先は?

～震災で奪われた家族への遺言書

一橋
香織

Story 24

「天涯孤独」でも財産は残る

～相続人がいない場合の公正証書遺言作成

加藤
祐基

Story 25

唯一の気がかりは後遺症がある一人娘

～遺言書のほかさまざまな生前契約を締結した事例

上田
健介

Story 26

家族と自分自身の幸せを実現した遺言書

～付言事項で伝えた尊厳死への想い

岩田
志郎

Story 27

財産すべてを寺院に寄付したい

～遺言者の想いを活かすため、相続人の理解を求める

吉田
史織

Story 28

おひとりさま相続のゆくえ

～自分の死後、ペシトはどうなるのか？

藤井利江子

Story 29

行方不明の子を想つて

～付言事項に込めた父の想い

矢部
香織

222

215

207

〈巻
末〉

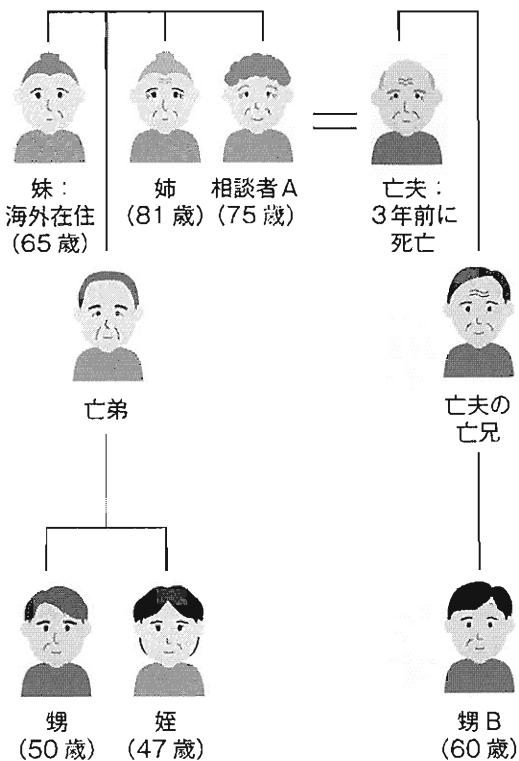
編著者一覧

卷末
①

第1章

遺言がもたらす絆

<家系図>



<主な財産状況>

・預貯金 2,500万円

Story 1

ひとりさまになつた高齢者の想い

～老後の不安を安心に変える備えとは～

相続診断士 小笛 美和

1 家族の状況

相談者は75歳の女性Aさん。3年前に夫とは死別。子どもはおらず、大きな疾患はありませんが、介護予防のため介護保険の認定を受け、週1回のデイサービスとホームヘルパーを利用し、一人で賃貸マンションで生活をしています。兄弟姉妹は、弟がすでに他界しているほか、81歳の姉は健在、妹は海外に住んでいて、年に数回、姉とは交流があるそうです。亡夫の兄の子（甥）が比較的近隣の県に住んでおり、最近交流が途絶えてはいます。が、夫が亡くなつた当初は交流も深く、甥が夫の遺品整理を手伝つてくれた経緯もあり、信頼を寄せてはいます。

2 プロブルの種

Aさんは、自分の葬儀や埋葬については特別な想いを持つていました。

姉に自分の葬儀について相談をしたところ「今の時代、直葬（病院など死去した場所から火葬場に遺体を直接搬送すること）もあるのよ」と聞き、大きなショックを受けました。自分の葬儀や「夫と一緒に墓に納骨をしてほしい」などの想いは、誰にお願いすればよいのか、不安となりました。

この一件がきっかけとなり、Aさんは自分の終活を考えなければならぬと思うよう。長年付き合いのある保険会社の担当者に相談し、介護のことも相談できる相続診断士を紹介され、面談となりました。

子どものいないAさんの問題点は、遺言書がなければ、法定相続人は高齢の姉、亡弟の代襲相続人である甥と

姪、海外に住む妹の四人となり、遺産分割協議が相当困難となることでした。Aさんにとって一番大切な想いである自分の葬儀や納骨を姉や妹が行ってくれるかどうかも気がかりでした。身体状況の変化や認知症への備え、そして自分が亡くなつた後の事務手続き全般を誰が行うのか、そして葬儀や埋葬などを誰が行うのかなどを検討する必要がありました。

③ 今回の解決策

(1) 身体状況の変化や認知症の備え

75歳で比較的身体状況は安定していますが、近隣に親族もおらず、いざという時の相談相手もいないことから、介護サービスの状況を勘案し、月1回の定期訪問と週1回の電話連絡を行うことで安否確認を含めた見守り契約を行い、今後の生活の見直しを行いました。

また、寝たきりや長期入院に備えた「財産管理委任契約」、認知症発症に備えた「任意後見契約」を行うことで、いずれ訪れる心身状況の変化に備えた対策を行いました。

- ・見守り契約……本人の身体状況の変化や認知症になつていなかなどを確認するため、定期的に訪問しチェックを行うことで、状態の悪化があれば家族への連絡や担当ケアマネージャーへの連絡などを行っています。
- ・財産管理委任契約……足腰が弱り歩けなくなつた、寝たきりになつたなど、身体状況の悪化や長期入院など、本人に代わつて銀行や郵便局に行くなどの依頼をすることができます。自分が動けなくなつたときの備えとなり

ます。

- ・任意後見契約……将来判断能力がなくなつたときに財産管理などを行つてくれる人を、判断能力があるうちに指定をしておく契約となります。援助してもらう内容を、具体的に事前に決めておくことが大切です。認知症になつたときの備えとなります。

(2) 自分の希望を叶える葬儀と埋葬

亡夫の葬儀の際に世話になつた夫の兄の子（甥B）を含めた面談を設定し、Aさんから葬儀や埋葬のことなど、Aさんの想いを甥Bに伝えることにしました。甥Bの意思を確認したところ、実は亡くなつた叔父から「妻のことを頼む」とお願いされていたため、自分が叔母の面倒を見ると決心していたとの話を聞くことができました。その上で、葬儀の喪主と七回忌法要までを甥が執り行うこととなりました。

また、納骨については、死後、賃貸マンションを引き払うことも想定し、甥の自宅に四十九日法要まで遺骨を預かってもらい、夫と同じ寺に納骨を行つてもらうことを確認することができました。なお、葬儀費用については、本人の希望を確認しながら葬儀会社への事前見積りを行い、費用の確認を行いました。

(3) 遺言

Aさんは、自分の葬儀や埋葬を甥Bが執り行うことを指定した上で、Aさんの全財産を甥に遺贈させることになりました。また、法定相続人である姉妹には、甥Bに全財産を遺贈するに至つた理由を付言事項に記載することにしました。

姉妹には遺留分がないため、まったく相続できなくなることになります。それだけに、遺言書を作成して想い

を伝えることが重要でした。なお、遺言執行者については、相続診断士と土業が共同で受任し、甥の負担を軽減することになりました。

(4) 死後の手続き

Aさんの意向として、血の縁がない甥Bには細かなことで迷惑を掛けたくないとの強い想いがありました。また、甥自身も遠方で多忙なこともあります、死後の手続きについては相続診断士に依頼する契約となりました。見守り契約を継続しながら、死後の手続きに必要なことをエンドeingノートと一緒に記載し、整理をしています。

・死後事務委任契約とは……自分が死んだ後に発生するさまざまな事務的な手続きを依頼し、実行する権限を与える契約です。死後事務の範囲は、遺体の引取りから火葬許可書の申請、葬儀・埋葬、健康保険や介護保険の資格喪失手続きなど年金受給停止手続き、運転免許証の返納手続きや病院・介護施設等の清算、公共料金解約手続きや賃貸住宅の解約、遺品整理など広範なものです。依頼する死後事務を選択して契約することが大切です。

4 遺言書式例・付言事項

第一条 遺言者は、遺言者の有するすべての財産を夫の兄の子、甥の〇〇に遺贈する。

第二条 遺言者の祭祀の主宰者は甥の○○を指定する。

【付言事項】

本来なら姉、妹、そして甥や姪に私の財産を相続してもらいうことがいいと考えていました。自分の老後の過ごし方や葬儀や納骨などを考えた時に、○○家の皆さんに迷惑を掛けのわけにはいかないと考えました。

自分の希望の葬儀や納骨は誰が引き受けてくれるだろうかと悩んだ末に、夫が亡くなつた時に世話になつた甥の○○さんにお願いをすることにしました。そんな私の想いを甥の○○さんは快く引き受けてくれました。

お願いをした時に○○さんが「おじさんにおばさんのこと頼んだぞ」と言わっていた」と聞きました。夫がそんなことを頼んでいてくれていたのかと、夫の愛情を感じました。

自分の生活もあり、財産はあまり残らないかもしません。わずかな財産かもしませんが、自分の想いを受け止めてくれた甥の○○さんに全財産を譲りたいと思います。○○家の皆さんに私の気持ちを知つてもらいたいと思い、遺言書に想いを遺すことにしました。天国でまた兄弟姉妹が仲良く過ごせる日を楽しみに、先に旅立ちたいと思います。本当にありがとうございます。そして○○さん、私の最期のわがままを聞いてくれてありがとうございます。主人のこと、私のことよろしく頼みますね。

⑤ 遺言書作成後の状況と事後対応

Aさんは、軽度の物忘れの進行は見られますが、住み慣れた自宅で過ごしています。現在は大きな身体状況の変化もなく、自分でできる範囲のことは自分でされています。

この先、心身状況の変化も想定され、有料老人ホームの入所も検討され始めました。施設の見学などの同行を行なながら、施設入所のイメージなどを持つてもらう支援をしていきます。

委任管理契約、任意後見契約、死後事務委任契約、遺言書作成など、おひとりさまが備える手続きについて、本人はまるで他人事のように捉えているようでした。そのため、遺言書の作成については、本人の想いを聞きながらゆっくりとしたペースで進めることとなり、相当な時間を要しました。

この公正証書作成に当たり、疎遠気味となっていた甥と一緒に面談を提案したことで、Aさんと甥の交流が復活するキッカケとなりました。相続診断士や士業との協働、そして甥がAさんの想いを受け、作成時にも足を運んでくれたことで完成に至れたのだと考えます。

Aさんは兄弟姉妹、そして甥になるべく迷惑を掛けたくないとの想いがありました。その想いをくみ取り、相続診断士が積極的に関与して契約に至ったことで、不安が解消されたようです。

「身体が動かなくなったら、認知症になってしまったら老後のお金はどうなるの?」、「自分が亡くなつたあとは?」——おひとりさまは、より具体的な対処が必要となります。そして早めの対策が必要です。



吉田 史織（よしだ・しおり）

相続診断士（宗教法人専門）、子育て診断士、子どものお金先生

岐阜県生まれ。愛知県在住。外資系保険会社に勤務。

＜ひとこと＞神社仏閣などの宗教法人を中心に活動をしている相続診断士です。日本人の心のよりどころである“場所”を後世へ残すお手伝いをしています。活動の中で弔われ方などの相談もよくいただきます。生きている間も亡くなつてからも故人の想いを伝え続けることを大切にしています。家族がいつまでも仲良いいられるように。まずはお話を聴かせていただけたら嬉しいです。解決への糸口を一緒に探しましょう。

住 所 愛知県名古屋市昭和区西畠町3-3

電 話 080-3061-9149

メール ys.sozoku@gmail.com



米田 穣（よねだ・じょう）

上級相続診断士、ロイヤルエステート(株) 代表取締役、宅地建物取引士、不動産コンサルティングマスター、相続対策専門士、家族信託専門士

昭和40年8月15日、北海道生まれ。北星学園大学卒業。リゾートホテル勤務後、不動産会社取締役。平成28年、ロイヤルエステート(株)設立。平成30年、「不動産相続の相談窓口」に加盟し、相続勉強会を定期的に開催。

＜ひとこと＞最適な相続の答えはひとつではありません。ご家族の状況、資産の状況をきちんと確認し、わかりやすい資料の提出やシミュレーションを通じて、最適な相続の実現に寄り添い、不動産を持つ人の悩みに応え、家族が争いになることなく資産がきちんと引き継がれるようサポートすることが求められる役割・責任だと思っています。

住 所 北海道札幌市東区北11条東11丁目4-11

電 話 011-748-7777 (携帯) 090-6212-7408

メール yoneda@royal-e.jp



山田 恵（やまだ・えみ）

相続診断士、行政書士、終活カウンセラー

大阪府生まれ。

法律事務所、司法書士事務所勤務を経て、行政書士事務所を開業。

＜ひとこと＞終活・相続専門の行政書士事務所です。生前の終活から死後の相続までを一貫してサポート。相続は家族を想う「想族」へ。あなたの想いを紡ぐため、あなたの想いに寄り添います。エンディングノート・遺言・成年後見・相続手続のご相談はお気軽に問い合わせ下さいませ。

住 所 大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目17番5号

スチュディオ新大阪 925号

電 話 06-6195-9291

メール e.yamada@tsumuguhoumu.jp



吉川 大介（よしかわ・だいすけ）

相続診断士、弁護士、不動産鑑定士補

慶應義塾大学経済学部卒業。

＜ひとこと＞争族にならないための遺言作成のお手伝いをはじめ、紛争になった場合の代理業務等、相続に関する幅広いご相談やご依頼を多数いただいております。相続に関する初回のご相談は無料とさせていただいておりますので、まずはお気軽にご相談ください。

住 所 東京都中央区京橋3-6-8 茅ヶ紡ビル6階

電 話 03-6264-4925

メール info@yoshikawa-lawoffice.com



堀内 真弓 (ほりうち・まゆみ)

相続診断士、実家片づけアドバイザー®

昭和 37 年 1 月 18 日、宮崎県生まれ。宮崎県立都城西高等学校卒業。お掃除お片づけコンシェルジュ。

＜ひとこと＞若い世代からお掃除・お片づけへ意識を持つことで暮らしやすい家、笑顔あふれる家、「安心・安全・健康な家で暮らせる」。そんな暮らしを実現させることに重きを置いています。お片づけを通して相続診断士としてのアドバイスを織り交ぜながら、笑顔相続につなげていきます。

住 所 宮崎県北諸県郡三股町大字宮村 2909-16

電 話 070-5531-9266

メール master@cleanangel.net



矢部 香織 (やべ・かおり)

上級相続診断士、行政書士

昭和 57 年 9 月 27 日、神奈川県生まれ。平成 28 年、矢部かおり行政書士事務所開業。

＜ひとこと＞開業当初から遺言書、民事信託と生前相続対策に特化した事務所です。お客様の想いを何よりも大事にし、お客様の笑顔を引き出すご提案をしています。

住 所 東京都品川区南品川 5-1-11-1202

電 話 03-5715-4608

メール info@kaori-gyousei.com



藤原 由親（ふじわら・よしぱか）

相続診断士、税理士法人アクセス 代表税理士

＜ひとこと＞一般社団法人アクセス相続センターを中心に、税理士法人アクセス・行政書士法人アクセス・司法書士事務所アクセスが連携し、皆さまへ「100年モノの安心感」をお届けします。相続・事業承継専門税理士が「100%」お客様の立場に立って、ご提案いたします。

住 所 大阪府大阪市中央区平野町1丁目7番1号

堺筋高橋ビル6F

電 話 06-6205-3775

メール souzoku@act-cess.jp



細谷 洋貴（ほそや・ひろたか）

相続診断士、行政書士法人アクセス 代表行政書士

＜ひとこと＞一般社団法人アクセス相続センターを中心に、税理士法人アクセス・行政書士法人アクセス・司法書士事務所アクセスが連携し、皆さまへ「100年モノの安心感」をお届けします。「予防法務の専門家」として、皆さまの笑顔を守るために、私自身いつも笑顔でご対応いたします。

住 所 大阪府大阪市中央区平野町1丁目7番1号

堺筋高橋ビル6F

電 話 06-6205-3775

メール souzoku@act-cess.jp



一橋 香織（ひとつばし・かおり）

全国相続診断士会会長・東京相続診断士会会長、上級相続診断士、 AFP、相続診断士事務所「笑顔相続サロン®本部」代表

外資系金融機関を経て FP に転身。頼れる相続診断士・マネードクターとしてこれまで 3,000 件以上の相続・お金の悩みを解決した実績を持つ。

メディア出演（テレビ朝日「たけしの TV タックル」TBS テレビ「N スタ」「ビビット」など）多数。日本初のシステムノート型『エンディングノート』の監修。システムダイアリー(株)より発売。著書『家族に迷惑をかけたくなければ相続の準備は今すぐしなさい』(PHP 研究所)、『終活・相続の便利帳』(恵出版)、『最強の貯蓄術』(恵出版) など多数。

住 所 東京都足立区千住東 2-1-6

プリモ北千住 3 階

電 話 03-6679-6276

F A X 03-6886-3465

メール info@egao-souzoku.com

U R L <http://egao-souzoku.com>



藤井利江子（ふじい・りえこ）

上級相続診断士、行政書士法人アクセス 行政書士

＜ひとこと＞一般社団法人アクセス相続センターを中心に、税理士法人アクセス・行政書士法人アクセス・司法書士事務所アクセスが連携し、皆さまへ「100 年モノの安心感」をお届けします。金融機関で 25 年勤務した知識と経験を生かし「知っていれば防げたこと」をお伝えいたします。

住 所 大阪市中央区平野町 1 丁目 7 番 1 号

堺筋高橋ビル 6 F

電 話 06-6205-3775

メール souzoku@act-cess.jp



橋立 信啓 (はしだて・のぶひろ)

相続診断士、行政書士、 AFP、行政書士橋立事務所 代表、多摩スマイルサポート代表、日本相続知財センター 多摩支部 センター長

昭和 43 年 4 月 11 日、東京都生まれ。平成 28 年、行政書士橋立事務所開業。
＜ひとこと＞父（享年 72）と母（享年 74）の突然の相続を経験し、相続手続きの煩わしさと、身近に相続争いがある事を感じ、相続専門の行政書士を目指して独立開業を果たす。相続セミナーや個別相談会を通じて、百人百通りの「想続」へとサポートします。専門家とのネットワークにより適切・スピーディーな対応を心掛けています。

住 所 東京都昭島市福島町 3 丁目 11 番 33 号

電 話 042-519-5617

メール info@hashidate-jimusyo.com



橋本 玄也 (はしもと・げんや)

相続診断士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、CFP®、宅地建物取引士、相続 FP 相談室 代表

昭和 31 年 2 月 20 日、愛知県生まれ。会計事務所にて、遺言書作成・相続税申告作成・税務調査・土地評価の見直しによる、還付請求等さまざまな業務を経験。

＜ひとこと＞父が「余命 3 か月」である宣告を、自身が 20 代の時に受け、「我が家の相続問題」は開始しました。会計事務所にて 20 年近く相続専門の実務担当者として 500 件以上の遺産分割を経験してきました。「マネーの達人」「YAHOO! ニュース」等にコラム執筆。

住 所 愛知県一宮市千秋町小山 1022 番地

電 話 0586-59-1146

FAX 0586-59-1146

メール genyal103@gmail.com



中島 秀樹（なかじま・ひでき）

相続診断士、2019年度MDRT会員

昭和34年8月23日、高知県生まれ。外資系生命保険会社勤務。

＜ひとこと＞2013年10月に相続診断士の資格を取得以来、相続の専門家として毎年400人の相談をして参りました。主に子供のいない方の相続財産の圧縮として生命保険を活用した資産運用を提案、25年以上のキャリアを活用して生涯の安心を届けて参ります。

住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5

ソニックスシティビル15F

電 話 048-650-8710

メール niizahideki@gmail.com



西岡 浩幸（にしおか・ひろゆき）

相続診断士 相続・事業承継コンサルティング協会会員、 AFP、クレジットカードアドバイザー

熊本県生まれ。生命保険会社に23年間勤務。

＜ひとこと＞残された家族を、経済的に守ることさえできれば、それで良いと思っていたが、お客様の相続（争族）トラブルを目の当たりにし、相続（争族）対策の必要性を痛感する。シニア世代のライフプランと相続（争族）対策を日々の活動としている。必要に応じ、士業の先生方と連携し相談者の想いに寄り添うことを大切にしている。

住 所 熊本県熊本市北区梶尾町1723-22

電 話 090-3074-3063

メール canon@san.bbiq.jp



竹村 哲也（たけむら・てつや）

相続診断士、後見人相談士、NPO 法人障がい者・高齢者市民後見 STEP 代表理事

昭和 32 年、大阪府生まれ。大阪大学経済学部卒業。昭和 55 年、三和銀行入行。平成 21 年、和なり創健株入社。平成 29 年、NPO 法人立上げ

＜ひとこと＞この NPO は、高齢者や障がい者を対象に、市民感覚で後見活動をする法人です。その活動は、①後見制度などの知識啓発、②相談・利用支援、③後見人等引受けの 3 つで、後見・遺言・死後事務・身元保証など幅広い事業領域に対応できるのが強みです。なんなりとご相談ください。

住 所 大阪府豊中市新千里東町 1-4-1 阪急千里中央ビル 8 階

電 話 06-6155-5432

メール takemura@npostep.jp



竹山 博之（たけやま・ひろゆき）

相続診断士、行政書士、ADR調停人候補者、キャリアコンサルタント、海事代理士、竹山博之行政書士事務所 代表

東京都生まれ。学習院大学法学部卒業。大学受験予備校等で作文・小論文の書き方を 15 年間指導した経験を生かし事務所設立。

＜ひとこと＞「想いを伝える遺言書」のオーダーメイド作成はお任せください。遺言は残された遺族の利益になるだけでなく、今を生きるあなたや大切な親族を幸せにします。上手に遺言を活用すべきです。民事信託の活用で、従来の法律では対応が難しかった柔軟な財産管理を行うことも可能です。ご相談ください。

住 所 東京都練馬区西大泉 2 丁目 5 番 7 号

電 話 03-5935-6035

メール takeyama-gyosei@tbz.t-com.ne.jp



高橋 恭佳（たかはし・きょうか）

相続診断士、行政書士

平成2年、宮城県生まれ。専修大学法学部法律学科卒。平成26年、金融系企業にて営業担当。平成27年より法律事務所にて3年間債務整理担当勤務。平成30年、司法書士事務所エンパシー（旧HOP）入所。令和元年、高橋恭佳行政書士事務所開業。

＜ひとこと＞自身の身内の相続経験やさまざまな相続業務に関わり、「家族の和をとりなす案内人」として依頼者に寄り添うことを大事にしています。どうぞお気軽にご相談ください。

住 所 東京都中央区京橋1丁目3番2号モリイチビル

電 話 03-6665-0466

メール k-takahashi@s-empathy.com



竹内 宏明（たけうち・ひろあき）

相続診断士、司法書士

昭和54年生まれ。早稲田大学第一文学部卒業。

＜ひとこと＞遺言書作成サポート・相続登記・遺産承継の業務経験多数。相続人が行方不明・生死不明・海外在住のケースや、被相続人が外国籍のケースなど、困難案件も数多くを経験。他士業をはじめとした信頼のできる専門家とのネットワークを構築しており、相続問題をワンストップで解決いたします。

住 所 千葉県柏市柏二丁目9番7号アルシェ柏903

柏ホームリーガル司法書士事務所

電 話 04-7199-9369

メール takeuchi@kashiwa-homelegal.com



鈴木 直弥（すずき・なおや）

相続診断士、行政書士、とちぎ行政書士法人 代表

昭和 61 年 12 月 2 日、栃木県生まれ。国立大学法人宇都宮大学教育学部国語科卒業。自動車営業職を経験後、相続専門の行政書士に。

＜ひとこと＞ “街いちばんの法務相談パートナー”として地域社会に貢献することを目指し、行政書士法人を経営。特に、相続手続きの専門家として、地元ラジオの番組や、テレビにも出演。年間 50 件以上の相談を受けている。

住 所 栃木県栃木市片柳町 2-1-46 栃木商工会議所 3 階

電 話 0282-51-7702

メール suzuki.gyosei.tochigi@gmail.com



千田 大輔（せんだ・だいすけ）

相続診断士、行政書士

昭和 56 年、北海道生まれ。北海学園大学法学部法律学科卒業。平成 17 年 4 月、行政書士千田大輔事務所開業。

＜ひとこと＞当事務所は、相続人様に代わっての相続手続きの代行、遺言書作成のアドバイス及び遺言書作成手続きのお手伝い、生前対策全般（贈与、財産管理、死後事務、任意後見、信託等）の業務を行っております。それらの代行実績数は平成 17 年の開業より 1,000 件以上ございますので、確かな経験と実績が強みです。

住 所 北海道札幌市中央区大通西 11 丁目 4 番地

登記センタービル 4 階

電 話 0120-1717-79

メール info@spr-dsgyousei.com



坂口 猛 (さかぐち・たけし)

相続診断士、CFP®、宅地建物取引士

昭和43年5月3日、神奈川県生まれ。神奈川大学第二法学部卒業。税務署、税理士事務所勤務後、大手上場企業グループ会社の税務・会計を15年以上担当。現在、執筆・講演・コンサル活動中。

<ひとつこと>士業なのに現場実務に強いのですね！と多くの方に高い評価をいただいております。特に税務調査の視点からのアドバイスは好評をいただいております。机上の空論ではなく、実務に耐え得るアドバイスを常に心がけています。

電話 070-1735-4933

メール osutakeshifp@yahoo.co.jp



菅井 之央 (すがい・ゆきお)

相続診断士、司法書士、行政書士、薬剤師

昭和57年9月9日、岐阜県生まれ。京都薬科大学薬学部卒業。スギホールディングス株式会社（ドラッグストア）、調剤薬局、大手司法書士事務所勤務を経て、司法書士行政書士菅井事務所開設。

<ひとつこと>京都薬科大学を卒業後、8年程薬剤師として勤務しつつ司法書士試験、行政書士試験などの勉強をして試験に合格しました。現在は広島市の安佐北区というところで事務所を開業して、高齢者の財産管理や相続・民事信託の相談・セミナーを中心に活動をしています。また、広島県相続診断士会の発起人の一人として活動をしています。

住所 広島市安佐北区口田4-1-8-201

電話 082-962-4683

メール sugaijimusho@shihosugai.jp



金森 将裕（かなもり・まさひろ）

相続診断士、行政書士、ぶらんけっと行政書士事務所 所長

昭和 51 年、北海道生まれ。北海道大学農学部卒業。不動産会社、生命保険会社勤務を経て現職。

＜ひとこと＞人を、会社を、やさしくつつみたい……。生命保険専業の保険代理店(株)ぶらんけっとを併設し、遺言をはじめとした相続対策と生命保険の活用を包括的に提案しています。「今後の人生をより良く生きる設計図」としての役割を持つ遺言を、依頼者の人生に寄り添いながら、作成サポートいたします。

住 所 北海道札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 29-1

札幌ウイングビル 8 階

電 話 011-522-7632

メール toiawase@blanket.co.jp



北村 亮一（きたむら・りょういち）

相続診断士、申請取次行政書士、宅地建物取引士、相続鑑定士、 AFP、大北土地興業(株) 代表取締役

昭和 29 年 7 月 14 日、岐阜県生まれ。名城大学法学部法律学科卒。地元金融機関に約 38 年勤務の後、平成 26 年、大北土地興業株式会社設立、代表取締役に就任。平成 31 年、行政書士ダイホク法務事務所設立、現在に至る。

＜ひとこと＞「笑顔相続」をキヤッチフレーズに、長年勤務して習得した貴重な実体験に基づき、併せて自分自身の相続体験を踏までの的確なアドバイスにて、お客様の悩みを解決する糸口を共に探し出します。

住 所 岐阜県大垣市宮町 1 丁目 43 番地

電 話 0584-78-5269

メール daihoku@silk.ocn.ne.jp



小笛 美和（おざさ・みわ）

相続診断士、京都相続診断士会会長、笑顔相続サロン®京都 ここはーと相続サポート事務所 代表、介護支援専門員、介護福祉士、社会整理士、（一社）社会整理士育成協会事務局長

区役所介護保険課やケアマネージャーとして民間事業所に勤務、介護業界に22年従事した後独立。

＜ひとこと＞介護保険認定調査員やケアマネージャーとして高齢者との1,000件を超える面談実績を持つ。高齢者にもわかりやすい説明とヒアリング力で介護にも強い相続診断士として活動を広げている。「笑顔相続」の大切さを一人でも多くの方に伝えるために終活や相続・介護と広い視野から話すセミナー講師としても活動をしている。

住 所 京都市中京区河原町通御池下ル下丸屋町 403FIS ビル

電 話 075-950-0397

メール masyamaro713@gmail.com



加藤 祐基（かとう・ゆうき）

相続診断士、特定行政書士

昭和60年8月6日、東京都生まれ。創価大学法学部卒業。平成25年、行政書士登録。平成26年、相続診断士合格。行政書士ホームズ総合法務事務所 代表。

＜ひとこと＞大切な方を亡くした時の精神的な負担は計り知れません。相続では、その負担に加えて、葬儀や慣れない諸手続きの事務的な負担があります。そのような負担を少しでも取り除きたいというのが相続業務を専門としたきっかけです。相談者の声に耳を傾け、寄り添い、笑顔の相続になるように誠実に日々取り組んで参ります。

住 所 東京都国分寺市並木町1-23-39

電 話 070-1326-2486

メール info@cvagency.jp



上田 享（うえだ・とおる）

相続診断士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、不動産コンサルティングマスター

昭和31年2月5日、富山県生まれ。金沢大学経済学部卒業。信託銀行、会計事務所勤務を経て、現職。

＜ひとこと＞長年の実務経験を基に、“ふれあい”と“まごころ”をモットーに、相談者の利益を優先に、総合的な視点で相続アドバイスを行うとともに、聞く人にわかりやすいセミナーや実務に役に立つ研修会の講師として活動しています。また、近年は“親なきあと”について障害者の親・家族の悩み心配などに対して個別相談やセミナー講師など積極的に取り組んでいます。

住 所 石川県金沢市石引4丁目1番13号 アクエリアス205

電 話 090-2120-0390

メール toru@fpofficeueda.com



内山 裕志（うちやま・ひろし）

上級相続診断士、東京相続診断士会 副会長、終活カウンセラー、(株)ティグレ東京本社 営業部 副部長

昭和34年12月26日、鹿児島県生まれ。鹿児島経済大学卒業。

＜ひとこと＞中小企業の経営支援会社(株)ティグレに36年勤務。ひたすら中小企業者のお悩み相談に耳を傾けている。相談者様によりそうがモットー！「その想い残しませんか？」「目に見えない財産の継承」をキャッチフレーズにエンディングノート、終活を推進中。

住 所 東京都新宿区西新宿6-12-1

パークウェストビル10F (株)ティグレ東京本社内

電 話 03-5321-6299 (ティグレ相続相談センター)

メール uchiyama@tigrenet.ne.jp

【著 者】(五十音順)

岩田 志郎 (いわた・しろう)

上級相続診断士、税理士、行政書士、 AFP

昭和 22 年 1 月 24 日生まれ。帝塚山大学大学院経済学研究科修了。経済誌記者、公認会計士事務所、郵便局長を経て税理士開業。併行して大学講師。
<ひとこと>高齢者のためのボランティア団体 SSPV (Senior Support Professional Volunteer) を立ち上げ、郵便局、まちづくり協議会、地域包括支援センター、自治体等を舞台にセミナー、相談会を開催し、相続・終活支援に取り組んでいます。

住 所 大阪府八尾市上尾町 2 丁目 10 番地

電 話 072-921-5657

メール i_sogo@gai.eonet.ne.jp



上田 健介 (うえだ・けんすけ)

相続診断士、特定行政書士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、CFP®、家族信託専門士、家族信託コーディネーター

昭和 50 年、兵庫県生まれ。関西大学総合情報学部卒業。民間企業のシステム部門、経理部門を経て、FP& 行政書士事務所を開業。

<ひとこと>双子の障がい児の父親になったことがきっかけで、FP& 行政書士事務所を立ち上げました。何から手をつければ良いのかと迷われている障がい児（者）・高齢者ご本人とその家族に対し、お気持ちをお聞きした上で、ライフプラン（将来設計）、成年後見、民事信託（家族信託）、遺言・相続等に関する説明、提案を行っています。

住 所 北海道夕張郡長沼町東 6 線北 3 番地

上田健介行政書士事務所

電 話 0123-76-7879

メール souzoku@uedakensuke.com

編著者一覧

【編 者】

一般社団法人 相続診断協会

日本から「争族」をなくし、「笑顔相続」を広めることが「相続診断士」のミッションです。笑顔相続を広めるためには、生前に想いを残し伝えることが大切であると考え、その有効な方法としてエンディングノートの作成を推奨しています。

相続診断士の役割は、相談者に寄り添い、想いを聞き、相続の問題点を明確にすることです。節税対策や遺産分割対策・遺言書の作成などは、税理士・弁護士・司法書士・行政書士などの士業と連携をして、最適なソリューションを提供します。

相続診断協会は、相続診断士とともに「想いを残す文化を創ります」。

住 所 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9

FORECAST 人形町 7 階

URL <http://souzokushindan.com/>

設 立 平成 23 年 12 月 1 日

資格取得者 38,500 人（令和元年 11 月現在）

代表理事 小川 実
